

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB事業場（以下「事業場」という。）において電気工事業の事務に従事していたところ、平成○年○月○日から中小事業主等として労働者災害補償保険に特別加入した。

請求人によれば、平成○年○月○日、事業場に隣接する倉庫に在庫の確認と調査に行き、戻ってきたとき、事業場の事務所入口の段差につまづき、前方に転倒して（以下「本件災害」という。）両膝を負傷したという。

請求人は、同日、C整骨院に受療し、「両膝関節捻挫」の傷病名で加療を続けた後、同年○月○日、D病院に受診し、既往症の「両変形性膝関節症」が増悪したと診断された。請求人によれば、本件災害により両膝痛が生じたという。

請求人は、「両変形性膝関節症」は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の両変形性膝関節症は、業務上の事由によるものとは認められないとして、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の両膝痛は本件災害によるものである旨主張しているの
で、検討すると、次のとおりである。

(2) 本件休業補償給付請求書によれば、主治医は、診療担当者の証明欄において、
請求人の傷病名を「両変形性膝関節症」と記載していることが確認できる。

この点、平成○年○月○日監督署担当者録取の「主治医意見」において、「(請求人の) 当院への初診は平成○年○月○日で、両膝痛を訴えていた。本件災害
当時から現在まで、両膝痛を訴えている。」、「(平成○年○月から現在に至るま
での治療について) ヒアルロン酸注射と湿布・痛み止めの処方が主であり、ヒ
アルロン酸注は、加齢による痛みの療法である。」、「両膝について、打撲による
痛みの増強はあったが、単なる打撲であり、疼痛の原因は骨棘形成、関節裂隙
の狭小化、いわゆる加齢による症状と考えられる。」と述べているところ、主治
医の所見、治療内容を踏まえると、請求人は、本件請求期間において、請求人
の既往症である両変形性膝関節症の治療を行っていたものと判断される。

(3) もっとも、請求人は、本件災害により既往症と同部位である両膝関節を負傷
し、整骨院に受療し、「両膝関節捻挫」の傷病名で加療していることが認められ
るが、主治医は、平成○年○月○日付け意見書において、本件災害による両膝
痛、すなわち急性症状は平成○年○月○日をもって治ゆとの所見を述べている。

当審査会としても、請求人の本件災害後の経緯、上記主治医の所見、本件災害の発生状況等に鑑みると、請求人の本件災害による急性症状は、本件請求期間において既に治癒していたものと判断する。

(4) 以上を総合すると、本件災害による両膝痛の急性症状は平成○年○月○日をもって治癒したものと認められるところ、本件請求期間における請求人の両変形性膝関節症と本件災害との間に相当因果関係は認められない。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。